加算する。

12　１及び２（いずれもハを除く。）については、同時に複数の看護師等又は看護補助者による指定訪問看護が必要な者として別に厚生労働大臣が定める者に対し、訪問看護ステーションの保健師、助産師、看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。）が、当該訪問看護ステーションの他の看護師等又は看護補助者（以下「その他職員」という。）と同時に指定訪問看護を行うことについて、利用者又はその家族等の同意を得て、指定訪問看護を行った場合には、複数名訪問看護加算として、同一日に、当該加算、区分番号０１－２の注８に規定する複数名精神科訪問看護加算又は区分番号０４の包括型訪問看護療養費を算定する利用者（同一建物居住者に限る。）の合計人数に応じて次に掲げる区分に従い、１日につき、いずれかを所定額に加算する。ただし、イ又はロの場合にあっては週１日を、ハの場合にあっては週３日を限度として算定する。

イ　所定額を算定する指定訪問看護を行う看護職員が他の看護師等（准看護師を除く。）と同時に指定訪問看護を行う場合

⑴	同一建物内１人又は２人	4,500円
⑵	同一建物内３人以上９人以下	4,000円
⑶	同一建物内10人以上19人以下	3,400円
⑷	同一建物内20人以上49人以下	3,000円
⑸	同一建物内50人以上	2,700円

ロ　所定額を算定する指定訪問看護を行う看護職員が他の准看護師と同時に指定訪問看護を行う場合

⑴	同一建物内１人又は２人	3,800円
⑵	同一建物内３人以上９人以下	3,400円
⑶	同一建物内10人以上19人以下	2,800円
⑷	同一建物内20人以上49人以下	2,500円
⑸	同一建物内50人以上	2,200円

ハ　所定額を算定する指定訪問看護を行う看護職員がその他職員と同時に指定訪問看護を行う場合（別に厚生労働大臣が定める場合を除く。）

⑴	同一建物内１人又は２人	3,000円
⑵	同一建物内３人以上９人以下	2,700円
⑶	同一建物内10人以上19人以下	2,100円
⑷	同一建物内20人以上49人以下	1,900円
⑸	同一建物内50人以上	1,600円

ニ　所定額を算定する指定訪問看護を行う看護職員がその他職員と同時に指定訪問看護を行う場合（別に厚生労働大臣が定める場合に限る。）

⑴　１日に１回の場合

①	同一建物内１人又は２人	3,000円
②	同一建物内３人以上９人以下	2,700円
③	同一建物内10人以上19人以下	2,100円
④	同一建物内20人以上49人以下	1,900円
⑤	同一建物内50人以上	1,600円

⑵　１日に２回の場合

①	同一建物内１人又は２人	6,000円
②	同一建物内３人以上９人以下	5,400円
③	同一建物内10人以上19人以下	3,800円
④	同一建物内20人以上49人以下	3,450円
⑤	同一建物内50人以上	3,300円

⑶　１日に３回以上の場合

①	同一建物内１人又は２人	10,000円
②	同一建物内３人以上９人以下	9,000円
③	同一建物内10人以上19人以下	5,500円
④	同一建物内20人以上49人以下	4,800円
⑤	同一建物内50人以上	4,500円

13　１及び２（いずれもハを除く。）については、夜間（午後６時から午後10時までの時間をいう。以下同じ。）又は早朝（午前６時から午前８時までの時間をいう。以下同じ。）に指定訪問看護を行った場合は、夜間・早朝訪問看護加算として、同一日に、当該加算、区分番号０１－２の注９に規定する夜間・早朝訪問看護加算又は区分番号０４の包括型訪問看護療養費を算定する利用者（同一建物居住者に限る。）の合計人数に応じて次に掲げる区分に従い、１日につき、いずれかを所定額に加算する。

イ	同一建物内１人又は２人	2,100円
ロ	同一建物内３人以上９人以下	
⑴	月15日目まで	2,100円
⑵	月16日目以降	1,900円
ハ	同一建物内10人以上19人以下	
⑴	月15日目まで	1,800円
⑵	月16日目以降	1,300円
ニ	同一建物内20人以上49人以下	
⑴	月15日目まで	1,200円
⑵	月16日目以降	950円
ホ	同一建物内50人以上	
⑴	月15日目まで	1,000円
⑵	月16日目以降	800円

14　１及び２（いずれもハを除く。）については、深夜（午後10時から午前６時までの時間をいう。以下同じ。）に指定訪問看護を行った場合は、深夜訪問看護加算として、同一日に、当該加算、区分番号０１－２の注10に規定する深夜訪問看護加算又は区分番号０４の包括型訪問看護療養費を算定する利用者（同一建物居住者に限る。）の合計人数に応じて次に掲げる区分に従い、１日につき、いずれかを所定額に加算する。

イ	同一建物内１人又は２人	4,200円
ロ	同一建物内３人以上９人以下	
⑴	月15日目まで	4,200円
⑵	月16日目以降	4,000円
ハ	同一建物内10人以上19人以下	
⑴	月15日目まで	3,900円
⑵	月16日目以降	2,300円
ニ	同一建物内20人以上49人以下	
⑴	月15日目まで	2,100円
⑵	月16日目以降	1,500円
ホ	同一建物内50人以上	
⑴	月15日目まで	1,800円
⑵	月16日目以降	1,300円

15　利用者が次のいずれかに該当する場合は、所定額は算定しない。ただし、別に厚生労働大臣が定める場合については、この限りでない。

イ　病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院等の医師又は看護師若しくは准看護師が配置されている施設に現に入院又は入所している場合

ロ　介護保険法第８条第11項に規定する特定施設入居者生活介護又は同条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護の提供を受けている場合

ハ　他の訪問看護ステーションから現に指定訪問看護（注２及び注４の場合を除く。）を受けている場合（次に掲げる場合を除く。）

⑴　注１に規定する別に厚生労働大臣が定める疾病等の利用者が現に他の１つの訪問看護ステーションから指定訪問看護を受けている場合

⑵　特別訪問看護指示書の交付の対象となった利用者であって週４日以上の指定訪問看護が計画されているものが現に他の１つの訪問看護ステーションから指定訪問看護を受けている場合